

山形県低所得世帯向けエアコン設置支援事業窓口設置等業務委託仕様書

1 目的

本事業は、県内の低所得世帯（住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯）の熱中症対策を図るため、エアコンの購入・設置費を助成することを目的とする。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 相談・受付窓口の設置

来訪による相談や申請書類の受付に対応するため、相談・受付窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

ア 設置か所数

窓口は各地域（村山・最上・置賜・庄内4地域）に少なくとも1か所設置する。

イ 名称

窓口の名称は、「山形県低所得世帯向けエアコン設置支援事業相談・受付窓口」とする。

ウ 開所日

6月1日から11月30日の月曜日から金曜日（祝日・振替休日を除く）とする。

エ 相談・受付対応時間

10時から12時及び13時から15時とする。

オ 窓口の業務内容

- ・ 申請書の記入方法及び添付書類についての相談対応
- ・ 申請書受理のための審査（資格確認・添付書類の確認）
- ・ 審査完了後の申請書の受理
- ・ 実績報告書の受理のための審査（添付書類の確認）
- ・ 審査完了後の実績報告書の受理

※電話による相談体制は県が別に用意するため、窓口での電話対応は想定していない。

(2) 事務局の設置

受注者は、イに掲げる業務を行うため、事務局を設置する。

ア 設置か所数

事務局は1か所とする。

イ 業務内容（詳細は別紙のとおりとする）

- ・ 郵送による申請書の受理
- ・ （1）の窓口で受理された申請書の集約

- ・ 申請書の審査
- ・ 申請件数、申請者及び申請額を県に報告
- ・ 決定通知書の郵送
- ・ 郵送による実績報告書の受理
- ・ (1) の相談・受付窓口で受理された実績報告書の集約
- ・ 実績報告書審査
- ・ 報告件数、報告者及び助成額を県に報告
- ・ 額の確定通知書の郵送

(3) 当該事業の個別案内

県が作成する啓発チラシについて、対象者になり得る可能性がある人への配布や関係機関への配置する等、個別に周知を行う手段を有する場合は、県に協議の上、可能な範囲で周知に協力すること。

(4) 実施体制

ア 職員の配置

窓口及び事務局の職員はそれぞれ常時1名の配置を基本とする。実施体制の詳細についてはあらかじめ書面により提出し、県の承諾を得ること。なお、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

イ 職員不在の対応

一時的に職員不在になる場合は、上記と同等の業務を行うことが可能であると認められる別の者の配置に努めること。

3 支援対象者

住民税非課税世帯のうち、次に掲げる者を対象とする。

(1) 高齢者世帯

令和9年3月31日までに、満65歳以上であるもののみで構成する世帯

(2) 障がい者世帯

令和8年6月1日現在において、次に掲げる手帳又は医療証のいずれかを所持している者の属する世帯

ア 1級及び2級の身体障がい者手帳

イ A判定の療育手帳

ウ 1級の精神障がい者保健福祉手帳

エ 重度心身障がい（児）者医療証

(3) ひとり親世帯

・令和8年6月1日時点において、配偶者と死別もしくは離別した者または未婚である者とその子の属するのみの世帯。（子については、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童とする。）

- ・令和8年6月1日時点において、両親がいない状態にある児童を養育している者の属するのみの世帯。(児童については、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童とする。)

- ・これらに準ずる状態にある児童を監護している者の属する世帯。(児童については、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童とする。)

但し、内縁の者と生計を同一にしている場合は対象外とする。

4 進捗管理

- ・契約締結後速やかに、業務体制、事務局及び相談・受付窓口の連絡先等を記載した業務計画書を提出し、県の下承を得ること。

- ・緊急事態に備えた連絡体制を整備し、委託業務の遂行上問題・事故等が発生した場合は、受注者は速やかに県に報告すること。なお、重要な事項又は急を要する事故の場合は、電話等により直ちに報告するとともに後日書面または電子文書にて報告すること。

5 実施上の留意事項

- ・秘密の保持（申請者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、申請者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を洩らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。

- ・損害の支払い

受注者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。

- ・この仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議して決定するものとする。ただし、県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(別紙)

令和8年度山形県低所得世帯向けエアコン設置支援事業窓口業務等委託仕様書

2 (2) イ 業務内容 (詳細)

- ① 郵送による申請書の受理
 - ・郵送の申請書の受付場所として、申請書を受理する。
- ② 各地域（4地域）の相談・受付窓口で受理された申請書の集約
 - ・相談・受付窓口で受理された申請書を集約する。
- ③ 申請書の審査
 - ・①及び②で受理した申請書の審査を行う。
 - 添付書類の確認
 - 添付書類より受給資格の確認
 - 申請書の記載内容の確認
- ④ 申請件数、申請者及び申請額を県に報告
 - ・項目をエクセル表にまとめ、県（地域福祉推進課）にすみやかに報告する。
- ⑤ 決定通知書の郵送
 - ・県（地域福祉推進課）が発行した決定通知書を申請者に郵送する。
- ⑥ 郵送による実績報告書の受理
 - ・郵送の実績報告書の受付場所として、実績報告書を受理する。
- ⑦ 各地域（4地域）の相談・受付窓口で受理された実績報告書の集約
 - ・相談・受付窓口で受理された実績報告書を集約する。
- ⑧ 実績報告書の審査
 - ・⑥及び⑦で受理した実績報告書の審査を行う。
 - 該当となるエアコンが設置されているかの確認（申請時の書類との突合）
 - 実績報告書の記載内容及び添付書類の確認
- ⑨ 報告件数、報告者及び助成額を県に報告
 - ・項目をエクセル表にまとめ、県（地域福祉推進課）にすみやかに報告する。
- ⑩ 額の確定通知書の郵送
 - ・県（地域福祉推進課）が発行した額の確定通知書を申請者に郵送する。